

新たな立法の概要

背景・考え方

- ・先住民族の権利に関する国際連合宣言 (H19)
- ・衆参両院の決議・官房長官談話 (H20)
- ・アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告 (H21)
- ・民族共生象徴空間の整備・管理に関する基本方針 (H26閣議決定, H29一部変更) 等

- アイヌの人々が抱える様々な課題を解決。
- そのため、これまでの取組に加え、地域・産業・観光振興も含めて総合的かつ継続的にアイヌ政策を推進。

概要

アイヌが先住民族であることの認識を示すこと等の基本的事項

- アイヌが先住民族であることの認識を示すこと
- 国・地方公共団体等の責務
- 政府における推進体制の構築 等

アイヌ総合政策の推進

- 国は施策の総合的・効果的な推進を図るための基本方針を策定し、地方公共団体は、当該基本方針を踏まえ、必要な施策を実施する。
- 法律上の措置として新交付金を設け、市区町村と調整を行いながら、アイヌの人々と寄り添い、その要望にできる限り対応する。あわせて、地域・観光振興に資する。
- 国有林における林産物の採取に関する特例措置、伝統的儀式等のためのサケの採捕に関する配慮、商標登録出願手数料の軽減措置等を講ずる。

民族共生象徴空間の円滑な管理

- 民族共生象徴空間の管理に係る国有財産法の特例
- 入場料等の料金収入等についての措置
- 国の現役職員の派遣・出向に係る特例 等